

北区桐ヶ丘一丁目地区まちづくりプロジェクト  
対話に基づく周知事項

「北区桐ヶ丘一丁目地区まちづくりプロジェクト」について提案内容に関する対話を実施した結果、新たに広く周知すべき事項がありましたので公表します。

○代表企業について

民間企業グループで参加する場合の代表企業は単独の企業としてください。

○事業用地までの車両の経路について

事業用地西側の区画道路 1 号より北側の部分については、公道ではなく団地内通路であるため、北側から車両がアクセスする計画としないてください。

○事業用地北側における緊急避難用の出入口の設置について

募集要項において「事業用地北に面する通路には原則として出入口を設けないこと。」としており、緊急避難用の出入口であっても、北側には設けない提案として下さい。

○在宅療養や在宅介護を支援するための施設について

事業者募集要項「第 3 の 2 ( 4 ) イ」に示す「在宅療養や在宅介護を支援するための施設」は、いずれかを設けることを条件としているものです。

なお、事業者募集要項「第 3 の 2 ( 4 ) ア」のとおり、医療施設と福祉施設はどちらも必須となります。

○事業用地と北区区民センターの敷地境界の設えについて

北区において、民活敷地側の境界は、都道側を中心に、両敷地を行き来でき交流等の場ともなるよう、フェンスを設けずできるだけオープンなつくりを検討する予定です。

○従前建物の杭撤去後の杭孔の埋め戻しについて

従前建物の杭撤去後の杭孔の埋め戻しは、流動化処理土で行っています。詳細は、追加資料「従前都営住宅解体図（杭・基礎伏図）」をご参照ください。

○提案様式集「様式 01」に添付するキャッシュフロー計算書について

キャッシュフロー計算書を作成している場合は、確定したものから遡って 3 期分の提出をお願いいたします。